

均田法の園宅地について

曾 我 部 静 雄

一、北魏・東魏・北齊・隋・唐の園宅地

周代に行われたと言われる井田法では、一夫に対しては私田百畝の農耕地が与えられた外に、居住する宅地が与えられたことは、井田法を伝える各種の文獻に見えている。これに關する史料として最も人口に膾炙しているのは孟子であつて、孟子には各所にこれ等のことが伝えられている。一例を挙げるならば、その開巻劈頭の梁惠王章句上には、

五畝の宅に、これに樹うるに桑を以てせば、五十の者は以て帛を衣るべし。鶏・豚・狗・彘の畜に、その時を失ふ無んば、七十の者は以て肉を食ふべし。百畝の田に、その時を奪ふ勿んば、八口の家は、以て飢うるなかるべし。

とあつて、五畝の宅、百畝の田と称している。このことは荀子の大略篇にも、

家ごとに五畝の宅、百畝の田あり。その業を務めてその時を奪う勿んば、これを富ます所以なり。

とあつて、同様のことを伝えている。周礼の井田法に於いても私田としての農耕地の外に、宅地があつたことが、同書の所々に見えている。例えば同書地官篇遂人の職掌の所には、

その野の土を弁じ、上地・中地・下地となし、以て田里を領つ。上地は夫ごとに一廛・田百畝・萊五十畝、餘夫も亦かくの如し。中地は夫ごとに一廛・田百畝・萊二百畝、餘夫も亦かくの如し。下地は夫ごとに一廛・田百畝・萊二百畝、餘夫も亦かくの如し。

とあり、この廛に対して後漢の鄭玄は「廛は城邑の居なり。孟子に云う所の五畝の宅に、これに樹うるに桑麻を以てするものなり」と説明し、廛は宅地であることを明かにしている。

孟子や荀子に言う五畝の宅地は、これを我が国の地積單位に直すと約八畝十九歩になるとのことである(加藤繁博士著「支那古田制

の研究」(一三九頁)。ここには家があるばかりでなく、桑を植え家畜を飼う所としている。即ち私田百畝の耕地では専ら主食となる穀類を作り、宅地では家を構え、衣のための桑を栽培し、食肉のための家畜を飼育する所となつて、人間の生活に必要な衣・食・住が備わるような土地の分配を行う規定であつた。この井田法の法統を継承したのが中国中世の土地制度の均田法である。均田法は西晋の占田・課田法に創まるが、晋書食貨志に見える同法の記載は頗る簡單なものであるから、同法の内容の詳細を知ることが出来ず、宅地などの規定も見えない。しかし次の北魏の均田法になると、頗る明かとなつて来る。魏書の食貨志には均田法について次のように記されている。

均しく天下の民に田を給す。諸の男夫は十五以上は露田四十畝を受け、婦人は二十畝。奴婢は良による。丁牛は一頭にて田三十畝を受くるも、四牛を限る。(中略) 諸の桑田は、還受の限りに在らず。(中略) 諸の初めて田を受くる者は、男夫一人に田二十畝を給し、餘種を蒔か課む。桑五十樹、棗五株、榆三根。(中略) 諸の民にして新居を有つ者は、三口に地一畝を給して以て居室を為らしむ。奴婢は五口に一畝を給す。男女十五以上は、その地分に因つて、口ごとに菜を種か課む。五分畝の一。

この北魏の制度によると、穀類を作る所は露田であつて、これは

後世の口分田に当り、桑・棗・榆を植える所は桑田であつて、これは後世の世業田即ち永業田に当り、家のある所は宅地で、これは良口は三口一畝、奴婢は五口一畝の規準で与えられ、別に菜園が五分の一畝即ち〇・二畝与えられる。この宅地と菜園とを合せたものが即ち居住園宅であつて、後世の園宅地に当るものである。これを周の井田法と比較するに、井田法ではその標準的なものは私田と宅地の二種であるものが、北魏の均田法では露田と桑田と園宅地の三種となつている。井田法では宅地に植えていた桑などの樹木類は、北魏均田法では桑田で専ら作ることとなり、宅地は主として家を構え園地を併せ持つて野菜を栽培する所となつている。これ等が井田法と均田法との異なる所であるが、公有にかかる土地の使用収益を認め、衣食住が出来るようにそれを分配する法の精神に於いては異なる所なく、ただ分配の方法が異なるのみである。

井田法の宅地では桑樹を植えるが、均田法の宅地ではそれを植えず、桑樹は別に桑田を設けそこで専ら植樹し、宅地では野菜を作る程度であつたから、井田法では五畝の面積であつた宅地は、北魏均田法では宅地一畝と菜園五分の一畝となつた。この宅地面積の差は、ここで植芸する植物が異つたが故であらう。

北魏は後に東西兩魏に分れ(五三四)、更に東魏は北齊となり西魏は北周となつたが、北齊は間もなく北周に滅され(五七七)、北周

も外戚である隋文帝のために國を簞われた(五八二)。文帝は又南朝の陳も併せて天下統一の業を成し遂げた(五八九)。隋はこのように北周から出た國家であるが、その國家の制度として採用した律令は、主として北齊のものであつたことは、隋書の刑法志や食貨志に明記されている所である。これは北齊の律令が當時の時代に適していたがためであらう。北齊の律令は北魏及び東魏のを繼承したのであるが、西魏にあつてはその權臣宇文泰は蘇綽・盧辯の國學者に命じて西魏としての律令を周礼などの周の制度に直接摠括して編纂せしめて実施した。宇文泰は西曆五五六年に死に、翌年にその子の宇文暋が西魏を篡つて周即ち北周を興した。これが北周の孝閔帝である。北周の律令は西魏のものを勿論襲用した。このような理由によつて東魏・北齊の律令と西魏・北周の律令とは、その内容は異つてゐた。

東西兩魏の前身である北魏の律令は北魏孝文帝の華化政策によつて完成されたものであり、孝文帝も儒教を重んじて儒教の法典である周礼などによつて制度を造つたことは事實であるが、その依拠するに當つては時代の變遷を考慮して、時代に適するように改正を加えて律令を編纂した。然るに西魏の蘇綽や盧辯は周礼などの周の制度の原形を損しないような律令を造らうと志し、その方針によつて西魏としての律令を造つた。これは周書の文帝本紀や蘇綽傳・盧辯

傳、更には隋書の各志によつて知ることが出来る。従つて西魏・北周の律令は周礼などの周の制度の原形にはよく適つたものであるが、時代に適しない憾みがあつたから、隋の文帝は本来ならば採用すべきであつた所の北周の律令を棄てて、北齊に從つたもののようにである。この隋の律令を唐が繼承したから、唐の律令は北魏→東魏→北齊→隋→唐の系列によるものであつた。

蘇綽・盧辯の改正によつて西魏や北周の律令が周礼に直接適い、唐の律令は北魏・東魏・北齊・隋のものを承けたことは、その均田法に於ける園宅地の制度によつて十分知ることが出来る。即ち隋書の食貨志には、

(隋高祖は)新令を頒ち、(中略)其の丁男・中男の永業・露田は、皆後齊(即ち北齊)の制に遵ひ、並に樹うるに桑榆及び棗を以てせしむ。其の園宅は率ね三口に一畝を給し、奴婢は則ち五口に一畝を給す。

とあつて、隋の均田法に於ける永業田や露田は北齊の制度に遵ひ、園宅地は良口は三口一畝、奴婢は五口一畝となつてゐる。隋の次の唐では、露田に當る口分田は八十畝、永業田は二十畝であるのが普通であつて、その園宅地は仁井田隆博士の唐令拾遺には、

諸の^男應に給すべき園宅地は、良口は三口以下には一畝を給し、三口ごと一畝を加う。賤口は五口に一畝を給し、五口ごとに一

畝を加う。(下略)

と復元している。隋制に類する内容のものである。隋唐共に園宅地は良口は三口一畝、奴婢は五口一畝であつた。明かにこれは北魏の良口は三口一畝、奴婢は五口一畝の宅地と別に菜園地〇・二畝がある制度を継承しているのである。しかし北魏の園宅地合計一・二畝のものが隋唐では一畝となつていのはどうした理由によつて変化したのであるか。これは後に詳述しよう。

二、西魏・北周の園宅地

北朝では北魏→東魏→北齊→隋→唐による律令の系列の外に、既述の如く西魏→北周による別の律令体系があつた。この西魏・北周の均田法にある園宅地の制度は隋書の食貨志に見えている。それは普通吾人が用いる殿版隋書には次の如く記載されている。

司均は田里の政令を掌る。凡て人口十已上は宅五畝、口九以上は宅四畝、五口已下は宅二畝。室ある者は田百四十畝、丁なる者は田百畝。

然るに通典卷二食貨田制下や文献通考卷二田賦考が伝える西魏・北周の均田法では、

後周の文帝の霸政の初め、六官を創置す。司均は田里の政令を

掌る。凡て人口十以上は宅五畝、口七以上は宅四畝、口五以下は宅三畝。室ある者は田百四十畝、丁なる者は田百畝。

とある。殿版隋書と通典・文献通考との両記事を比較するに、人口十人以上は宅五畝であるは同一であるが、宅四畝については殿版隋書は九人以上と言ひ、通典・文献通考は七人以上とある。これは通典・文献通考が正しいのであろう。殿版隋書では十人五畝とし九人四畝として、僅かに一人の差で一畝の面積差を設けているが、このようなことはあり得ないのであつて、通典・文献通考の十人五畝とし七人四畝としているのが合理的なことである。次に五人以下については、殿版隋書は宅二畝と言ひ、通典・文献通考は宅三畝と言つて、一畝の面積差が生じている。同じ隋書でも元時代の大徳年間に印刷された大徳本隋書には宅三畝となつていゝ。これによつて私は拙著「均田法とその税役制度」には、口五以下は宅三畝とするのが正しいと述べて置いた。しかし後になつてこの一文を熟読するに、文章として脱謬のあることに気づいた。即ちそれは十人以上は宅五畝、七人以上は宅四畝とあつて、その次に五人以下は宅三畝となつていゝが、これでは文章になつて居らないのである。七人以上は宅四畝、五人以下は宅三畝であれば六人の場合の規定が全然無いのである。よつて通典・文献通考・大徳本隋書では五人以下は宅三畝であり、殿版隋書では五人以下は宅二畝とある所から、私は五人以下宅三畝は五

人以上。宅三畝の誤り、五人以下。宅二畝は四人以下。宅二畝の誤りと看做するのである。即ち通典などの原文に、

凡人口十以上、宅五畝、口七以上、宅四畝、口五以下、宅三畝。とあるは、諸本の記事を綜合してこれを、

凡人口十以上、宅五畝、口七以上、宅四畝、口五以上、宅三畝、口四以下、宅二畝。

と改めるものである。とにかく西魏・北周の園宅地の分配制度は、北魏及びその系統に属する東魏・北齊・隋・唐のそれとは異なるものであつて、而も西魏・北周のこの制度は、通典及び文獻通考に「後周の文帝の編政の初め」とある如く、後周の文帝即ち宇文泰が西魏の文帝を擁して西魏を興した当初頃に作られたものである。北周となつて出来たものではない。

三、北魏の園宅地は一・二畝か一畝か

北魏及びその系統に属する東魏・北齊・隋・唐の園宅地に於いて、北魏では基準が一・二畝であつたものが、隋唐では一畝になつて来たことについては、既述した通りである。この北魏の園宅地についての魏書食貨志の原文は、

諸民有_二新居_一、三口給_二地一畝_一、以_二爲_二居室_一、奴婢五口、給_二地一畝_一、男女十五以上、因_二其地分_一、口課_二種_一菜、五分畝之一。

とあり、この和訳は既に掲げて置いた。この一文の末尾の「口課_二種_一菜、五分畝之一」とある句の解釈について、私と意見を異にする人がある。私は既に述べた如く、この野菜を栽培する園地の五分の一畝、即ち〇・二畝は、宅地一畝の外に支給されるのであつて、宅地と園地とを合せて一・二畝とするのである。このことは拙著の「均田法とその税役制度」にも述べて置いたが、私と同様な見解は清水泰次博士が昭和七年十月発行の東洋学報第二十卷第二号所載同博士論文「北魏均田考」に既に述べられている。然る所、昭和三十一年一月発行の平凡社版「東洋史料集成」所収松本善海氏執筆にかかる魏齊南北朝時代史料例の註⑧には、

清水泰次、曾我部静雄は、宅地一畝のほか、さらに菜地または園地一畝が与えられたとみる。しかし、これは隋唐兩朝とも園宅地と呼んで、三口ごとに一畝を給している例よりみても、宅地一畝の中で一畝をもつて菜園にあつたものと解すべきであらう。

とあつて、松本善海氏は北魏の菜園地五分の一畝は、宅地一畝の中に設けたものであつて、宅地一畝の外に別に設けたのではなく、それは隋唐兩朝の園宅地が一畝であつたことからしても推測されるとして、私や清水博士が北魏の園宅地を合計一・二畝とするのに反対されている。

以上の如く北魏均田法に於ける園宅地の面積について近頃兩説が出来たが、この兩説の当否を明瞭に決する史料も近頃現われて居り、更には北魏の園宅地一・二畝が何故に隋唐で園宅地一畝になつたかも証明されるようになってゐる。その史料とは甘肅省敦煌の地で発見された中国均田法時代の戸籍である。敦煌や新彊省の地で発見された中国往古の戸籍類は、諸先輩の努力によつて我が学界に多く紹介されて居り、昭和十二年頃までに紹介されたものは、仁井田陞博士著の昭和十二年発行の「唐宋法律文書の研究」に収録されている。それ等の大部分のものは、唐の則天武后の時代から始つて唐末に至るまでの唐のものである。残りのものは五胡十六国時代のものと、宋初のものである。唐のものでもその多くは玄宗の開元天宝時代のものである。この唐の戸籍に唐の園宅地支給の状況を現わしたものが多くある。それを少しく例示しよう。先づ則天武后の大足元年のものをも一つ掲げよう。

戸主常習才垂伍拾歳 衛士 課戸見不輸
母 白垂伍拾陸歳 宣

十八畝 永業

拾捌畝已受

合忠受田尅傾參拾尅

一畝居住園宅

一傾一十三畝未受

一段柒畝永業 城東卅里阿支渠 東文強 西薛惠 南自田

北自田

一段式畝永業 城東卅里阿支渠 東自田 西孫保意 南宋貴黎

北孫万寿

一段伍畝永業 城東卅里阿支渠 東黎子 西荒 南張高 北坑

一段參畝永業 城北廿里无窮渠 東楊寄生 西沢 南賀 洪達

北自田

一段尅畝居住園宅（註、傍○は筆者が附したもので、以下皆同じ）

次に玄宗の天宝六年（七四七）のものをも一つ掲げよう。

戸主劉智新 載式拾玖歳 白丁下戸空 課戸見輸

祖母 王 載陸拾玖歳 老宜空

母 索 載肆拾玖歳 宜空

妻 王 載式拾尅歳 丁妻天宝三載婚後漏附空

弟 知古 載尅拾柒歳 小男空

妹 仙云 載式拾玖歳 中女空

妹 王王 載柒歳 小女空

合忠受田尅頃陸拾參畝 陸拾捌畝已受 廿畝永業 卅七畝口分

一段式拾畝永業城西七里平渠 東賈阿本 西渠 南渠 北自田

一段拾畝口分城西七里平渠 東倉 西渠 南渠 北劉善政

一段參拾畝口分城西七里平渠 東渠 西臺 南史勝明 北路

- 一段陸畝口分城四十里平渠 東渠 西仏岡 南渠 北李懷忠
- 一段老畝口分城四十里平渠 東卑思亮 西渠 南渠 北張思恭
- 一段老畝居住園宅

この二個の戸籍の例で判る如く、唐では園宅地は制度の如く一畝が支給されていた。

均田法時代の戸籍として近頃この唐のものよりは約百五十年も古い兩魏時代のものが、我が学界に紹介された。それは東洋学報第參拾七卷第貳号及び第參号に連載された山本達郎博士の「敦煌発見計帳様文書殘簡——大英博物館所藏スタイン將來漢文文書六一三号——」なる論文で紹介されたもので、西曆五四七年即ち東魏の武定五年、西魏の大統十三年頃に敦煌で作られた北魏の様式による戸籍である。紹介者の山本博士はこれを西魏の計帳らしいと言われているが、これは北魏の系統による戸籍に他ならぬのであつて、それについては後に詳述する筈である。山本博士は先年外遊の節、ロンドンの大英博物館でスタイン將來敦煌文書中から発見され、帰朝後これを東洋学報に発表されたのである。これは十七枚の断片を貼り合せたものである。

この兩魏の戸籍にも幸にして園宅地支給の様が記載されている。一つの例として、山本博士の番号による本文書第十枚のものを掲げよう。

計受祖三石五升 二石輪祖
一石五升折輪草三園

計受田口二 一丁男
一丁妻

廿二畝已受 十五畝麻
七畝正
一畝園 二分未足

廿三畝未受

一段十畝麻 舍東二步 東至安周 西至舍 南至渠 北至元興

一段七畝正 舍西三步 東至舍 西至元興 南至渠 北至元興

右件二段戸主皮乱分 麻足 正少十畝

一段五畝麻 舍西一里 東至步胡朱 西至乙升 南至婆洛門

北至豊庶

右件一段妻処娘分 麻足 正未受

一段一畝 居住園宅

この戸籍の受田についての統計の所では「一畝園 二分未足」とあり、班給された土地の四至を示す所では「一段一畝 居住園宅」とある。これは居住園宅即ち園宅地として一畝を支給されたが、まだ二分即ち二割である五分の一畝が不足していることを現わしているのである。唐の戸籍では、既に示した如く、受田の統計の所では「一畝居住園宅」とあり、四至を示す所では「一段老畝居住園宅」

とある。この兩魏と唐の戸籍の園宅地支給の記載内容を比較すれば、直ちに判る如く、兩魏のものは園宅地として一・二畝支給される可きものが一畝しか支給されず、○・二畝即ち二分不足しているを明瞭に示している。この園宅地の一・二畝であることは北魏の園宅地が一・二畝であるとする我々の主張と一致する所であり、我々の主張は決して誤つていないことを立証しているに他ならぬのである。尚この兩魏の戸籍には、この第十枚のもの以外にも同様に園宅地は一・二畝なるを示した例が見えている。即ち第八枚には、

応受田 冊六畝

廿六畝已受

十五畝麻
十畝正
一。畝。藺。二分未足。

第十二枚には、

応受田 六十六畝

廿六畝已受

十五畝麻
廿畝正
一。畝。藺。二分未足。

第十六枚には、

応受田 九十一畝

冊一畝已受

廿畝麻
十畝正
一。畝。藺。二分未足。

又以上の諸例とは少しく記載形式が異なるものとして第三枚には、

戸。十。三。二。分。未。足。

口卅五良

口十九男

口一陰老

口

口十五

口一陰老

牛

二

頭

一

賤

婢

右件応受田捌傾肆拾捌畝

四傾卅三畝已受

四傾一十五畝未受

二傾五十畝麻
一傾七十畝正
十三畝藺。

とある。十三戸の園宅地合計十三畝で、それはいずれも二分即ち五分の一畝不足なるを述べている。これも一戸が一・二畝の園宅地を持つべきであるを示している。ただ本文書の第十七枚には、

計受田 〇二

一丁男

一丁妻

応受田 八十六畝

七十一畝已受

十五畝未受

十五畝麻

五十五畝正
三分未足。

一。畝。藺。

とある。この例だけは園宅地は一畝なるを示しているが、これも「一畝園 二分未足」とすべきを誤つたものであろう。何故ならば、本文書で受田の統計の所では、いずれも既に掲げた第八枚の例に、

廿六畝

廿六畝已受

十五畝麻

十畝 正

一畝園 二分未足

とある如く、麻田と正田の所には「未足」とは記さず園の所にのみ記されて居る。他の諸例も同様である。然るにこの第十七枚の例のみは正田の所に「三分未足」と記され、園の所には記されて居らない。この事実からしても、これは一畝園の下に他の諸例と同様に二分未足と記すべきものであろう。三分未足とあるは二分未足の誤りであらう。

北魏の均田法に於ける園宅地は、この兩魏の戸籍の記載例によつて、一・二畝であつたことは、極めて明瞭に立証されるのであるが、北魏から隋唐に至る園宅地支給額についての変遷については、次のようなことが言えるであらう。それは兩魏時代には實際支給されるのは一畝であり、〇・二畝は「未足」として記録にのみとどめて實際は支給されないものであり、隋唐では制度として一畝だけ支給されたのである。即ち北魏で均田法が実施された当初は、園宅地として制度通りに一・二畝支給されたものが、兩魏頃になるとこの戸籍

が示す如く一畝だけ支給、残りの〇・二畝は「未足」として支給しないようになり、これが北齊から隋唐に至ると、実状に合するよう「未足」をやめて単に一畝のみ支給する制度に改めたものであらう。

いずれにせよ北魏均田法に於ける園宅地の面積は一・二畝であつたのであり、これを一畝とする松本善海氏の説は誤つて居るのであらう。

四、山本博士紹介の兩魏の文書は計帳に非ず

山本博士紹介の兩魏の戸籍によつて、均田法に於ける園宅地の制度が極めて明瞭にされ得るが、このことによつて更に本文書が北魏の系統による戸籍であることも立証されるのである。それは本文書には製作年代が明記されて居らず、西魏のものか東魏のものかも明かにされて居らない。ただ本文書に記載されている人々には、いずれも生れた年と現在の年齢とが記されて居り、それ等より推算して西曆五四七年に作られたことが判るのである。この西曆五四七年頃は北魏は既に東西兩魏に分裂して居り、この五四七年は東魏の武定五年、西魏の大統十三年に當つて居る。この頃、敦煌は東西兩魏のいずれの支配下にあつたかは不明で、山本博士はこれを西魏の領土であつたと見、更に西魏では蘇綽によつて戸籍の外に計帳なるもの

を作る制度が立てられ、その計帳は唐の制度では課役を催すために作るものであつてしかも課役は租・調・庸であり、本文書には租・調を催課することが記されているから、これは西魏の計帳であらうと推定されているのである。

西魏の時に均田法としての計帳の制度が新しく蘇綽によつて作られたことは事実であつて、そのことは拙著の「均田法とその税役制度」にも述べて置いた。計帳はしかし西魏に始つたのではなく、西魏になつて均田法の目的に副うように改められたものである。西魏に於いて蘇綽や盧辯が北魏の均田法を改めて周礼に依拠して西魏としての均田法を創めた際に、その改正法の一つとして戸籍と共に計帳を作つたのである。故に若し本兩魏の文書を西魏の計帳と見做すならば、その記載内容は西魏の均田法の制度に従つて居らねばならない。西魏で行われた均田法の園宅地の制度は、既に第二節西魏・北周の園宅地の所で述べて置いたが、本文書に記載されている園宅地の支給状況は、西魏の制度には少しも拠つて居らず、上述の如く北魏の制度に拠つて居ることを示している。北魏の制度は東魏が承けたのであるから、東魏の制度と大略同様であることを示している。地理上から言えば、敦煌は当然に西魏の支配下にあるべきであるが、しかしこの文書が示す所は、その事実を否定しているのである。従つて恐らく西曆五四七年頃は、敦煌地方は東西兩魏のいずれにも属せず、北魏時代のままで存在し、北魏の末期時代のままの東魏と大

略同様な制度が行われていたのであらう。いずれにせよ本文書を以て西魏のものとすることは出来ず、いわんやこれを計帳と見做すことは、絶対に出来ないのである。

本兩魏の文書を西魏・北周系統のものに見做してはならない証拠が他にも存在する。それは本文書第五枚に、

九石五升上
四石五升不課戸上税
五石台資口計丁床。税

とあつて、床なる文字が現われていることである。この床は牀と同義のものと思われ、東魏・北齊の系統の均田法に出て来る律令用語であつて、一夫婦を意味するが、西魏・北周の系統の制度には存在しないものである。これは隋書の食貨志を見れば明かなことである。

そもそも山本博士が本兩魏の戸籍を以て「西魏の計帳様」と推定する一つの理由は仁井田陞・鈴木俊の両氏が那波利貞博士の歴史と地理第三十三巻に連載した論文「正史に記載せられたる大唐天宝時代の戸数と口数との關係に就きて」にある戸主王万寿の戸籍には「計租二石」と記されてあり、これは他の戸籍には無いものであることから、この戸主王万寿の戸籍を以て計帳らしいと述べたことを承けて、この兩魏の戸籍にも租や調が記されているから、これを計帳と推定し、而も兩魏時代は西魏にのみ均田法と関連を持つ計帳が行われたから、これを「西魏の計帳様」と見做されたようである。更には昭和三十一年十一月東京大学出版会発行の土地所有の史的研

究に取めてある同博士の「敦煌發見戸制田制關係文書十五種」で新に紹介された唐代の戸主鄧奉壽の戸籍にも租と調とが記載されている所から、これ亦唐の計帳らしいと述べられて居られる。均田法に關連する計帳は、新唐書食貨志に、

又計帳あり。來歲の課役を具して、以て度支に報ず。

とある如く、課役を催すために造られるものであつて、これは毎年造られる。この外に戸籍も造られるが、これは三年目毎に造られる。これ等の制度の根源は周礼の秋官籍司民の職掌に、

司民は万民の數を登めることを掌る。生齒より以上は、皆版に書す。その國中とその都鄙及びその郊野とを弁じて、その男女を異にし、歳にその死生を登下す。三年大比に及べば、万民の數を以て司寇に告ぐ。云云。

とあることに存在するのであつて、「歳にその死生を登下す」とあるのが計帳の起源であり、「三年大比」以下が戸籍の起源をなしている。かく戸籍と計帳とは同一の起源から出發して居り、均田法時代でも同一系統の制度として取扱われている。しかし計帳は毎年造り、戸籍は三年目ごとに造るものであり、計帳は課役を催すために造ると言う特別な使命まで明かにされているから、同一系統とは言ふものの、そこには自から記載方法などに差異がある筈である。同一の記載内容であれば、毎年造る計帳だけで事足りる筈である。この差異を明確に現わしているのが唐の計帳と戸籍との製作費の差異

である。唐の計帳及び戸籍の製作費としての大唐六典卷三戸部郎中員外郎の条に、

諸の造籍は正月に起つて三月に畢る。須る所の紙筆裝漢軸帙は、皆当戸内より出たす。口別に一錢なり。計帳の須る所は、戸別に一錢なり。

とある。戸籍を造るためにはその費用として一人当り一錢を出ださしめ、計帳のためには一戸当り一錢を出ださしめる。中国歴代の一戸の口數は、平均五人であるから、計帳の製作費は戸籍の製作費の五分の一である。製作費が五分の一であれば、その記載内容も五分の一である筈である。然るに仁井田・鈴木・山本の三氏が推定している計帳なるものを見るに、その記載内容が戸籍と異なるのは租や調が記載されているか否かの差異があるだけで、他は全く同一である。計帳と見做すものは租や調が記載されているので、それだけ記載内容が戸籍よりは寧ろ多いのである。製作費が五分の一であるのに、その記載内容が却つて多いと言う筈は無いのである。これだけを見てしても、仁井田博士等が推定する計帳なるものは、実は計帳ではなくて、全くの戸籍に他ならぬことが判るのである。

更に租や調が記されている兩魏の戸籍や唐の戸籍を以て計帳と推定する謂われなきことは、その計帳と推定する当該本書自身が表明しているのであつて、このことについては史林第三十八卷第四号所載拙稿「その後の課役の解釈問題」や、東方学第十一集所載拙稿

「北魏・東魏・北齊・隋時代の課口と不課口」に既に述べて置いた。しかし何故か山本達郎博士は、それには全然触れないで、依然として今回出版の「土地所有の史的研究」で新しく紹介された兩魏と同種の唐の戸籍に於いても、兩魏の場合と同様にこれを計帳らしいと述べられている。これは立論の順序として一応は説明して貰いたかつたものである。私は再びここに当該本書中にある計帳否定の史料を指摘して置こう。

それは山本博士紹介の東洋学報所載の兩魏の戸籍には、課口・課戸も不課口・不課戸も、いずれもが租と調とを負担していることが記載されていると言うことである。これは課口・課戸と不課口・不課戸との区別は租・調の負担の有無によつて決してはならない、換言すれば課口や不課口などの課には租・調の意味が無いことを、極めて明瞭に端的に表わしているのである。若し課に租・調の意味があれば課口・課戸は租・調を負担するが、不課口・不課戸はそれを負担しない文書が作らるべきである。課に租・調の意味がないことが判れば、「課役」と言う律令用語を以て「租・調・庸」と解することの誤りであることも、直ちに判ることである。仁井田・鈴木・山本の三氏はこの課役を以て租・調・庸とする誤つた解釈の上に立て、課役のために作られる計帳を探し求めようとしているのであるから、本當の計帳は到底求め得られないのはこれ亦極めて明かである。計帳は租・調・庸を催すために作られるものではなく、力役を

催すために作られるものであることは、私の屢々主張する所である。私が課を以て力役或は雜徭・雜役と解釈するのが誤りであり、仁井田博士等多くの人々の租・調とする解釈が正しいものであるか否かは、山本博士紹介のこの兩魏の戸籍が明快な判定を与えているのである。ただ私の近頃極めて遺憾とするのは、課の解釈で私に反対してこれを租・調であるとする学者達は、均田法については極めて貴重な史料であり、課の解釈については極めて明瞭な史料を提供しているこの山本博士紹介の東洋学報第參拾七卷所載の兩魏の戸籍には、何故か一顧だに与えず敬遠する態度を採つて居るようであり、中には當然取扱うべきにも拘らず殊更にこれを迴避する傾向さえ示す人があると言うことである。東洋史学の発展のために仁井田・鈴木両氏を始めとする多くの課即租調論者が速かにこの兩魏の戸籍に対する学問的見解を披瀝するよう、私は望むのである。既に学界に發表した自己の学説に対して、これを完全に否定する史料が現れたのであるから、これによつて自説の非を悟つて自説を拋棄するのであれば問題は無いが、自説を依然として堅持されるのであれば、かかる史料の出現にも拘らず自説が正しいとする理由を開陳して貰いたいのである。私の学説に反対された各位に、このような要求を私からここに提出することは、直接の利害關係者として決して無理なものではないであらう。

昭和三十一年十二月十三日稿了。